

警察庁における個人情報の管理に関する訓令

平成17年3月25日
警察庁訓令第2号

最近改正 平成29年5月29日 警察庁訓令第6号

警察庁における個人情報の管理に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 保有個人情報の管理体制（第3条―第8条）

第3章 保有個人情報の取扱い（第9条―第16条）

第4章 雑則（第17条・第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察庁が保有する個人情報の管理について必要な事項を定めることにより、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「法」という。）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の適正かつ円滑な運用に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第2項に規定する個人情報をいう。
- (2) 保有個人情報 法第2条第5項に規定する保有個人情報をいう。
- (3) 個人情報ファイル 法第2条第6項に規定する個人情報ファイルをいう。
- (4) 行政文書 行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。
- (5) 個人番号 番号法第2条第8項に規定する個人番号をいう。
- (6) 特定個人情報 番号法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 個人番号関係事務 番号法第2条第11項に規定する個人番号関係事務をいう。
- (8) 部局 内部部局の長官官房、局及び部並びに附属機関及び地方機関をい

う。

- (9) 課 内部部局の課（課に準ずるものを含む。）並びに附属機関及び地方機関の内部組織として置かれている課又はこれに準ずるものとして各附属機関及び地方機関の長が定めるものをいう。

第2章 保有個人情報の管理体制

（総括個人情報管理者）

第3条 警察庁に、総括個人情報管理者1人を置き、長官官房長をもって充てる。

2 総括個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 保有個人情報（死亡した者の個人番号を含む。以下同じ。）の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 総括個人情報管理者は、この訓令による保有個人情報の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

（副総括個人情報管理者）

第4条 警察庁に、副総括個人情報管理者1人を置き、長官官房総務課長をもって充てる。

2 副総括個人情報管理者は、総括個人情報管理者を補佐する。

（主任個人情報管理者）

第5条 各部局に、主任個人情報管理者1人を置き、別表に掲げる者をもって充てる。

2 主任個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該部局における保有個人情報の管理に関する規程類の整備に関すること。
- (2) 当該部局における保有個人情報の管理に関する事務の指導監督に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該部局における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

3 主任個人情報管理者は、総括個人情報管理者の命を受け、当該部局における保有個人情報の管理の状況について、実地に監査し、及び個人情報管理者から報告を求めることができる。

4 附属機関及び地方機関の長は、必要があると認めるときは、副主任個人情報

報管理者を指名し、主任個人情報管理者を補佐させることができる。

- 5 附属機関及び地方機関の長は、副主任個人情報管理者を指名したときは、その官職及び氏名を総括個人情報管理者に報告しなければならない。

(個人情報管理者)

第6条 各課に、個人情報管理者1人を置き、当該課の課長(課長に準ずる職を含む。)をもって充てる。

- 2 個人情報管理者は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 当該課の保有する保有個人情報の取扱いの制限に関すること。
- (2) 保有個人情報管理簿の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該課における保有個人情報の管理に関する事務の総括に関すること。

(個人情報管理担当者)

第7条 個人情報管理者は、当該課の職員のうちから、個人情報管理担当者を指名する。

- 2 個人情報管理担当者は、個人情報管理者の命を受け、この訓令による当該課の保有する保有個人情報の適切な管理に必要な事務を行う。

- 3 個人情報管理者は、個人情報管理担当者を指名したときは、その官職及び氏名を主任個人情報管理者(内部部局にあっては、主任個人情報管理者を経由して総括個人情報管理者)に報告しなければならない。

(警察庁個人情報保護委員会)

第8条 保有個人情報の管理に関する重要事項を審議するため、警察庁に、警察庁個人情報保護委員会を置く。

- 2 警察庁個人情報保護委員会の委員長は、総括個人情報管理者をもって充てる。

- 3 警察庁個人情報保護委員会の構成及び運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

第3章 保有個人情報の取扱い

(責務)

第9条 職員は、法及び番号法の趣旨にのっとり、この訓令並びに総括個人情報管理者、主任個人情報管理者、個人情報管理者及び個人情報管理担当者の指示に従い、保有個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(正確性の確保)

第10条 職員は、保有個人情報の内容が事実でないと認められたときは、その利用目的の達成に必要な範囲内で、過去又は現在の事実と合致するよう、当

該保有個人情報の訂正、追加又は削除をするものとする。

(取扱いの制限)

第11条 個人情報管理者は、職員（保有個人情報の取扱いに従事する派遣労働者（労働者派遣事業の適切な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。）を含む。）がその業務の目的以外の目的で保有個人情報を取り扱うことのないよう、教育の実施その他必要な措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報及びそれが記録されている行政文書について、その内容に応じ、次の事項を定めて職員に遵守させるものとする。

- (1) 取り扱う権限を有する者の範囲及び当該権限の内容
- (2) 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項
- (3) 取り扱うことができる場所並びに特定個人情報（死亡した者の個人番号を含む。以下同じ。）及びそれが記録されている行政文書にあつては、漏えいその他当該特定個人情報の管理に係る事故の発生を防止するために当該場所について講ずる物理的措置
- (4) 保存すべき場所
- (5) 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

(保有個人情報管理簿)

第12条 個人情報管理者は、当該課の保有する個人情報ファイルごとに次に掲げる事項を記載した保有個人情報管理簿を備えるものとする。

- (1) 名称
- (2) 利用に供される事務をつかさどる係の名称
- (3) 利用の目的
- (4) 記録される項目及び本人（他の個人の氏名、生年月日その他の記述等によらないで検索し得る者に限る。）として記録される個人の範囲
- (5) 記録される個人情報（死亡した者の個人番号を含む。以下同じ。）の収集方法
- (6) 記録される個人情報を経常的に提供するとき（都道府県警察に経常的に提供する場合を除く。）には、その提供先
- (7) 保有開始の年月日
- (8) 保存場所
- (9) 前各号に掲げるもののほか、記録される保有個人情報の適切な管理のために必要な事項

(廃棄及び削除)

第13条 個人情報管理者は、保有個人情報が記録されている行政文書を廃棄するときは、焼却その他漏えい防止のための措置を講じるものとする。

2 個人情報管理者は、保有個人情報が不要となったときは、遅滞なく、当該保有個人情報を削除するものとする。

(特定個人情報の取扱い)

第14条 特定個人情報は、個人情報管理者が当該課の職員のうちから指名する特定個人情報取扱者が取り扱うものとする。

2 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務のため、職員、扶養親族その他の個人（以下「職員等」という。）に個人番号の提供を求めるときは、当該職員等に対し当該個人番号の利用目的をあらかじめ明示するものとする。

3 特定個人情報取扱者は、個人番号関係事務を行うために提供を受けた特定個人情報を、当該個人番号関係事務の用に供する目的以外の目的のために利用してはならない。

4 前3項に定めるもののほか、特定個人情報の取扱いに関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

(業務の委託)

第15条 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託するときは、委託契約に次に掲げる事項を定めるとともに、委託先における責任者及び業務従事者による個人情報の管理体制、個人情報の管理の状況についての検査その他個人情報の適切な取扱いのために必要な事項について、書面で確認するものとする。

(1) 秘密の保持及び個人情報の目的外利用の禁止に関する事項

(2) 個人情報の加工、複製等の禁止又は制限に関する事項

(3) 再委託の禁止又は制限に関する事項

(4) 漏えいその他事故が発生した場合の措置に関する事項

(5) 契約に違反した場合における契約の解除及び損害賠償責任に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、受託者が講ずべき個人情報の適切な管理のための措置に関する事項

2 保有個人情報の取扱いに係る業務を外部に委託する場合には、委託する保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じて、委託先における個人情報の管理の状況について、年1回以上の定期検査その他適切な方法により確認するものとする。

3 委託先において、保有個人情報の取扱いに係る業務が再委託される場合に

は、委託先に第1項の措置を講じさせるとともに、再委託される業務に係る保有個人情報の秘匿性及び重要性に応じて、委託先を通じて又は委託元自らが前項の措置を実施するものとする。保有個人情報の取扱いに係る業務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

4 前項前段に規定する場合において、再委託される業務が個人番号関係事務であるときは、再委託先において当該業務に係る特定個人情報の適切な管理が図られることを確認した上で、再委託の許諾を行うかどうかを判断するものとする。個人番号関係事務について再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

5 保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務その他個人情報の適切な取扱いのために必要な事項を明記するものとする。

(提供の際の措置)

第16条 個人情報管理者は、法第8条第2項第3号又は第4号の規定に基づき、保有個人情報とその利用の目的以外の目的のために提供される場合において、必要があると認めるときは、次の措置を講じるものとする。

(1) 提供先に対し、提供に係る個人情報の利用の目的及び方法その他の必要な事項について記載した書面の交付を求めること。

(2) 提供先が提供に係る個人情報の適切な管理のために講じた措置の状況を確認するため実地に調査すること。

第4章 雑則

(事故発生時等の措置)

第17条 職員は、漏えいその他保有個人情報の管理に係る事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、その旨を個人情報管理者に報告するものとする。

2 個人情報管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに、同項の事故が発生し、又は発生するおそれがある旨を総括個人情報管理者及び主任個人情報管理者に報告するとともに、その原因を調査するものとする。

3 個人情報管理者は、事故の発生又は再発の防止に資するため、前項の調査の結果に基づき、保有個人情報の管理の方法の改善に必要な措置を講じるものとする。

(補則)

第18条 この訓令に定めるもののほか、保有個人情報の管理に関し必要な事項は、総括個人情報管理者が定める。

2 副総括個人情報管理者は、この訓令の運用に関し疑義があるときはこれを裁定するほか、この訓令の運用に関し必要な細目を定めることができる。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成17年4月1日）から施行する。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則

この訓令は、行政機関等の保有する個人情報の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第51号）の施行の日（平成29年5月30日）から施行する。

別表（第5条関係）

部局	主任個人情報管理者
長官官房	総務課長
生活安全局	生活安全企画課長
刑事局	刑事企画課長
刑事局組織犯罪対策部	組織犯罪対策企画課長
交通局	交通企画課長
警備局	警備企画課長
警備局外事情報部	外事課長
情報通信局	情報通信企画課長
警察大学校	教務部長
科学警察研究所	総務部長
皇宮警察本部	副本部長
各管区警察局	総務監察部長又は総務監察 ・広域調整部長
東京都警察情報通信部、 北海道警察情報通信部	部長